



いま
～ふくしまの現在～

復興・再生のあゆみ(第6版)

浪江町立請戸小学校

東日本大震災及び原発事故により、甚大な被害を受けましたが、複合災害の記憶及び教訓を伝承するため、令和3年10月24日に福島県初の震災遺構として一般公開されました。



福島県

令和3年12月27日
新生ふくしま復興推進本部

— 目次 —

■ 復興の実現に向けて

1 これまでの復興の状況と課題等

(1) 除染の実施	P1
(2) 避難指示区域の状況及び避難者数の推移	P2
(3) 県民の健康	P3
(4) 帰還・移住等に向けた生活環境の整備	P4
(5) 公共インフラ等	P5
(6) 産業 ①農林水産業	P6
②観光	P7
③企業立地等	P8
④福島イノベーション・コースト構想 I	P9
福島イノベーション・コースト構想 II	P10
(7) 廃炉に向けた取組	P11
(8) 風評・風化対策の強化	P12
(9) 復興の取組への影響について〈新型コロナウイルス感染症〉	P13
2 第2期復興・創生期間における福島の復興・創生の推進	P14

復興の実現に向けて

県民の皆さんの懸命な努力と国内外からの温かい御支援によって、避難指示解除や生活環境の整備など本県の復興は着実に進展。

一方で、いまだ3万4千人(令和3年11月現在)を超える県民が避難生活を続けているだけでなく、住民帰還、被災者の生活再建、風評と風化の問題、地域産業の再生、各種インフラの整備などに加え、復興の進捗に伴う新たな課題が顕在化している。また、復興・創生の取組の大前提である県内原発の全基廃炉が、国及び東京電力の責任の下、安全かつ着実に実施されるよう強く求める必要があり、復興までの道のりは長く険しいものとなっている。

復興の前提となる取組

○安全かつ着実な廃炉に向けた取組の推進
(※5・6号機は冷温停止中)

○ALPS処理水の処分に係る責任ある対応



⇒P.11

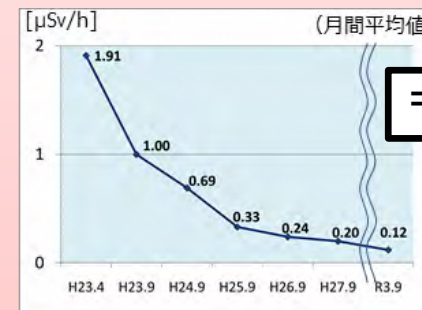
提供：東京電力



⇒P.11

復興が進んでいる側面

○大幅に低下した空間線量率



⇒P.1

○世界に類を見ない陸・海・空のフィールドロボットの一大開発実証拠点



⇒P.9

福島ロボットテストフィールド

復興が途上の側面

○3万4千人を超える避難者



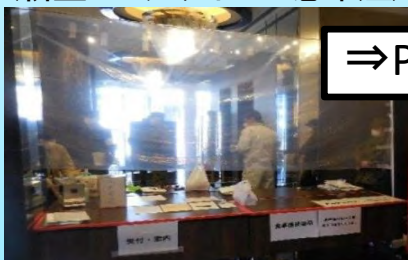
⇒P.2

○中間貯蔵開始後30年以内の除去土壌等の県外最終処分



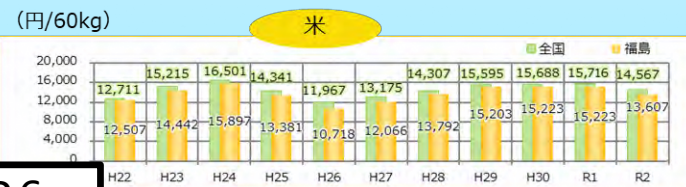
⇒P.1

○復興へ影響を及ぼす事象 (新型コロナウイルス感染症)



⇒P.13

○県産農林水産物の全国価格との差はいまだ解消せず



⇒P.6

○道路等の交通網整備



⇒P.5

東北中央自動車道 (相馬～福島) 全線開通

○福島県産品のブランド化



⇒P.6

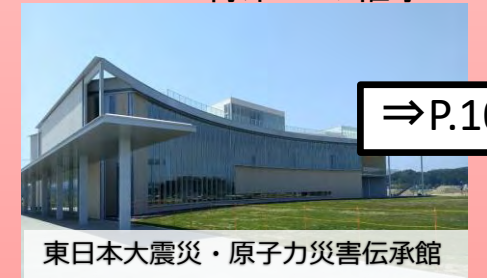
○水素社会の実現に向けた拠点



⇒P.9

福島水素エネルギー研究フィールド

○複合災害の記録や教訓の将来への継承



⇒P.10

東日本大震災・原子力災害伝承館

復興のステージが進むにつれて新たに顕在化する課題や地域のそれぞれの復興の進捗に応じた課題に対し、柔軟かつきめ細かに対応し、ひとつひとつ実現していくことが必要。

(1) 除染の実施

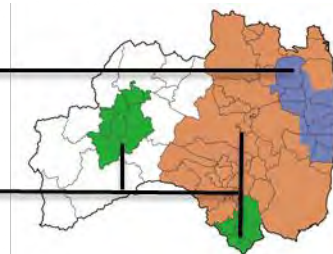
帰還困難区域を除き面的除染が完了。県内の空間線量率は大幅に低下し、世界の主要都市と同水準に。

○除染実施計画に基づく面的除染

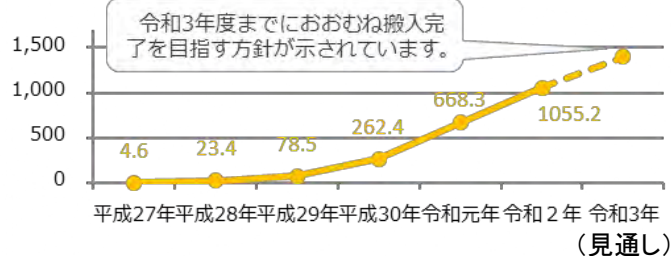
2018年3月までに**100%完了**

国が除染を実施 (青)

各市町村が
除染を実施 (橙、緑)



【中間貯蔵施設への累積輸送量】

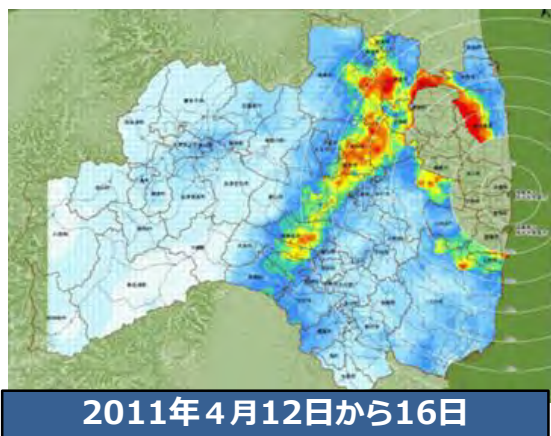


【除染の流れ：イメージ図】

一定期間保管された除去土壌等は、**中間貯蔵開始後30年以内(2045年3月まで)に県外で最終処分を行うことが法律で定められている。**



○県内の空間線量率



環境放射線センター (南相馬市)



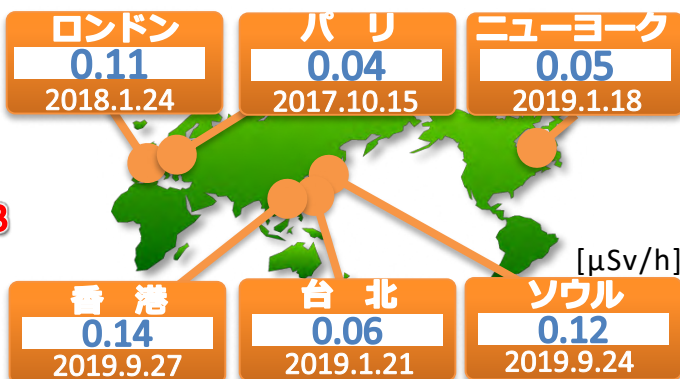
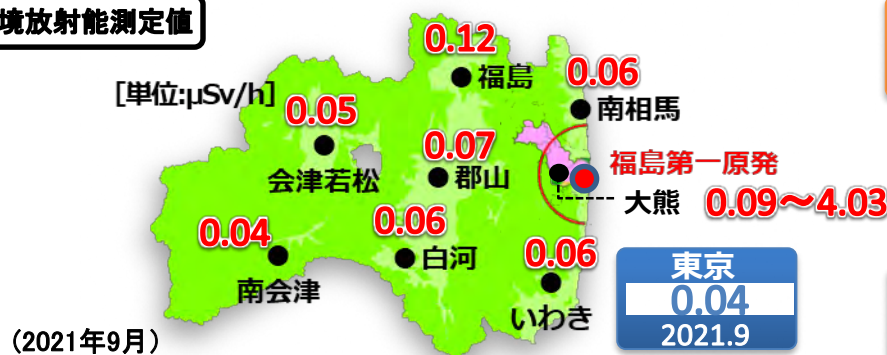
原子力発電所周辺でのモニタリング、放射線の常時監視

環境創造センター (三春町)



モニタリング、調査研究、情報収集・発信、教育・研修・交流

環境放射能測定値



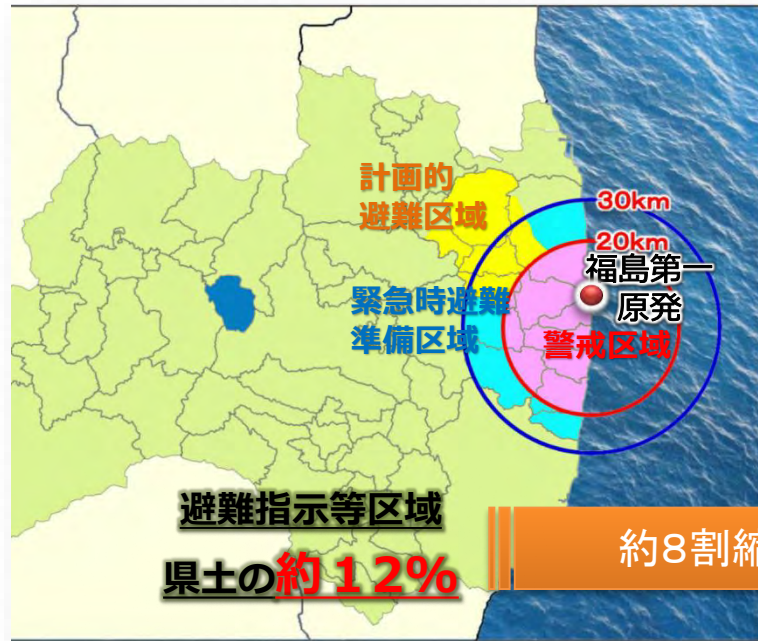
【課題・対応等】

- 仮置場等の原状回復と返地
- 中間貯蔵施設の安全な整備・運営、除去土壌等の安全・確実な輸送
- 除去土壌等の県外最終処分
- 帰還困難区域(特定復興再生拠点区域外)の除染・家屋等の解体

(2) 避難指示区域の状況及び避難者数の推移

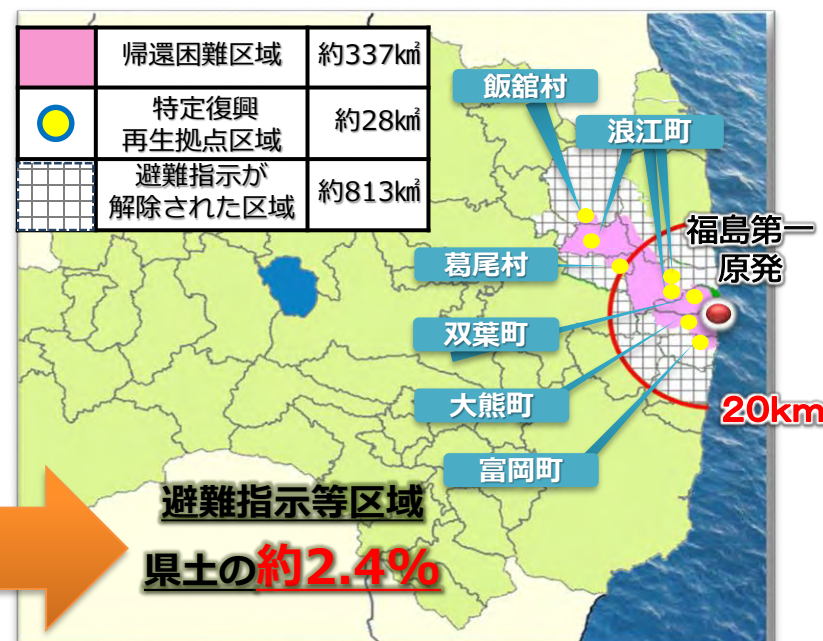
帰還環境の整備により避難指示の解除が進み、県土に占める避難指示等区域の面積は約12%から約2.4%へ縮小。

◆平成23年4月23日時点



※避難指示等区域面積には、旧緊急時避難準備区域を含む。

◆令和2年3月10日～現在



※帰還困難区域の面積には、特定復興再生拠点区域の面積を含む。

避難地域 1 2 市町村の居住状況 (令和3年11月)

解除時期	区分	市町村	居住率
-	-	広野町	90.2%
平成26年	全域解除	田村市 (都路地区)	84.9%
平成27年	全域解除	楢葉町	61.7%
平成28年	一部解除	葛尾村	33.3%
	全域解除	川内村	82.3%
平成29年	一部解除	南相馬市 (小高区等)	58.1%
	全域解除	川俣町 (山木屋地区)	48.2%
平成29年	一部解除	浪江町	10.8%
	一部解除	飯舘村	29.4%
平成29年	一部解除	富岡町	14.8%
	一部解除	大熊町	3.5%
令和2年	一部解除	双葉町	-

※双葉町は令和4年春頃の住民帰還を目指しています。
※居住率は市町村のHP等の数値を基に計算しています。

特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する基本的方針【令和3年8月31日】

国において、拠点外の住民の帰還意向を個別に把握し、国が帰還に必要な箇所の除染をした上で、**2020年代に希望する住民が戻れるよう避難指示解除を進めると**いう方針を示した。具体的な取組については、今後、国と市町村が協議を行い、決定される。

<方針概要>

- 拠点区域の避難指示解除後、帰還意向確認等の状況を踏まえて遅滞なく除染を開始。
- 放射線量の低減、帰還住民の安全・安心に万全を期すため、除染範囲は十分に地元自治体と協議・検討
- 住民意向確認はすぐに意向を表明できない住民にも配慮し、「帰還したい住民」の思いに答えるべく複数回実施
- 除染・解体は国の負担で行う
- 帰還意向のない土地・家屋の扱いについては地元自治体と協議を重ねつつ、検討を進める

【特定復興再生拠点区域】

将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする区域

	区域面積	解除の目標
双葉町	約555ha	令和4年春頃
大熊町	約860ha	令和4年春頃
浪江町	約661ha	令和5年3月
富岡町	約390ha	令和5年春頃
飯舘村	約186ha	令和5年春頃
葛尾村	約95ha	令和4年春頃

【課題・対応等】

- 特定復興再生拠点区域の除染・家屋等の解体や公共インフラの復旧
- 帰還困難区域全ての避難指示解除
- 避難を継続されている方々に対する相談・支援体制の継続
- 買い物、医療・福祉、教育、交通、鳥獣被害対策等の帰還環境の整備

◆避難者の推移

【出典】福島県災害対策本部
「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報」各月報

